

いずみ聖地公園芝生墓地

受け付けは7月19日まで

いずみ聖地公園の新設芝生墓地の使用受け付けを次の通り行います。墓地は、永代にわたり使用者を引き継ぐ方式のものです。  
対象は次の全てに当てはまる人

○市に住民記録があり、申請日時点で市内に1年以上住んでいる人  
○いずみ聖地公園・成田霊園に墓地を持っていない人

○焼骨を持っている人(改葬による場合を除く)  
募集区画は200区画(応募者多数は抽選。区画を選ぶことはできません)

必要書類は埋火葬許可証、抽選申込書、委任状(代理人による申請の場合)

申込書配布場所は環境衛生課(市役所2階)、市ホームページ(htt p://www.ci.ty.narita.chiba.jp/kurashi/page0129\_00006.html)

申し込み方法は7月19日(金)までに必要書類を持って環境衛生課へ

※次回の募集は11月以降の予定です。くわしくは回課(☎20・1531)へ。

光化学スモッグ

注意報が発令されたら

これからの季節、気温が高く、風が弱いときに光化学スモッグが発生しやすくなります。

市では、防災行政無線・なりたメール配信サービスなどで光化学スモッグ注意報をお知らせしています。注意報が発令されたら、屋外での激しい運動を避け、できるだけ外に出ないようにしてください。

目や喉が痛くなったり息を吸うのが苦しくなったりしたら、きれいな水で洗眼する、よくうがいをする、涼しいところで安静にするなどの応急処置をしてください。応急処置で良くならないときは、医師に相談してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

農地の転用

許可や届け出が必要です

農地の転用について、次の場合は許可や届け出が必要です。

○宅地・駐車場・資材置き場などに転用する  
○埋め立てなど、一時的に農地以外の用途で使用(一時転用)する  
違反者には、県と農業委員会が工事の中止、農地への復元などの勧告を行います。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

節水

限りある資源を大切に

夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。限りある貴重な資源を守るためにも節水を心掛けてみましょう。

○蛇口は小まめに閉める  
○洗濯などは風呂の残り湯を使う  
○歯みがきはコップを使って行う  
○洗車はバケツを使って行う  
※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

介護保険料

期限内に納付を

65歳以上で介護保険料を納付書・口座振替で納付(普通徴収)している人に対して、介護保険料額決定・納付通知書を7月12日(金)に発送します。

同封の納付書は金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでの支払いのほか、ペイジー、クレジットカードでの支払いにも対応しています。

年金からの引き落としで納付(特別徴収)している人には、保険料額決定通知書を7月19日(金)に発送します。前年に年金から引き落としされていた人の保険料が年度途中で変更になった場合は、納付

書・口座振替での納付に変更されていることがあるので注意してください。

また、災害や生活困窮など特別な事情によって保険料を納付することが困難なときには、保険料の徴収が猶予されたり、減額・免除されたりする場合があります。

一部の段階の保険料を減額

10月の消費税率引き上げに伴う低所得者への保険料の軽減強化により、第1段階から第3段階の保険料が減額になります。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

全国安全週間

職場環境を見直そう

国では、職場での安全に対する意識を高めることを目的として、7月1日(月)～7日(日)を全国安全週間と定めています。

労働災害防止の重要性を再確認し、安全な職場環境づくりを心掛けてみましょう。

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

## 水稻の薬剤散布

### 7月12日～22日に実施

市内各地区の植物防疫協会では、水稻をイモチ病・紋枯病もんかくれなどの病気にから守り、良質な米を作るため、無線操縦ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。

#### 対象地区と期日

- 大栄地区：7月12日(金)・13日(土)
- 下総地区：7月15日(月)・祝日(水)
- 成田地区：7月20日(土)～22日(月)

作業予定時間は午前5時～11時ごろです。雨天や強風の場合は順延します。薬剤散布による被害の防止には極力配慮しますが、次のことに注意してください。

○散布時間は、通勤・通学の時間帯と重なる場合があるため、区域内の水田周辺の通行や駐車を

なるべく避ける

○洗濯物や寝具は屋外に干さないようにし、小動物を入れている籠などはカバーを掛ける

○薬剤が掛かったときは水で洗い落とす。心配な場合は、成田地区の人は北総農業共済組合へ、下総・大栄地区の人は農政課へ相談する。緊急時は、成田赤十字病院(☎22・2311)へ連絡する

※くわしくは農政課(☎20・1541)または北総農業共済組合(☎043・481・6911)へ。

#### 使用料などの改定

#### 消費税率引き上げ分を反映

10月1日から、消費税率が8パーセントから10パーセントに引き上

げられます。

それに伴い、課税対象となるものについて増税分を反映させるため、施設使用料など改定します。

改定するのは、文化施設やスポーツ施設の使用料のほか、水道料金や下水道料金などです。保育料などの非課税項目は対象となりません。

※くわしくは財政課(☎20・1512)へ。

#### 採便管・井戸水検査容器

#### 受付場所が変わります

印旛保健所成田支所内食品衛生協会では、採便管の販売と井戸水検査容器の貸し出しを終了しました。

これらの受け付けは、印旛保健所管内食品衛生協会(佐倉市で行

# 市長日誌

6月1日～15日

1日	土砂災害訓練(大竹地区) 豊住地区敬老会
2日	中郷地区騒音対策協議会総会 千葉ロッテマリーンズ ALL for CHIBA 成田デー
3日	地域振興連絡協議会総会
4日	成田法人会総会
5日	議会運営委員会 定例記者会見
6日	歯と口の健康週間表彰式
7日	6月定例会議会開会(～26日) 成田交通安全協会総会
9日	成田ニュータウン防犯パトロール隊総会
11日	市議会一般質問(～14日)
15日	水防工法習得訓練 久住地区空港対策委員会総会



定例会議会で(7日)

います。  
※くわしくは同協会(☎043・483・1179)へ。

#### 指定学校変更・区域外就学

#### 希望者は申請を

市立学校の通学区域(学区)は住所地で定められていて、自由に学校を選択することはできません。ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し出により指定学校変更や区域外就学が認められることがあります。

指定学校変更⇨市内に住む児童・生徒に対して、定められた学区以外の市立学校への通学を認める

区域外就学⇨市外に住む児童・生徒に対して、市立学校への通学を認める

#### 新1年生(義務教育学校の新7年生)の指定学校変更

来年度、市立学校へ入学する新1年生で指定学校変更を希望する人は、11月29日(金)までに学務課(市役所5階)へ申し出てください。受付開始日は次の通りです。

○小学校(義務教育学校の前期課程を含む)：8月下旬に送付する就学時健康診断の通知が届い

た日

○中学校(義務教育学校の後期課程を含む)：8月1日(木)

#### 部活動を理由とした指定学校変更

指定学校に希望する部活動がないため、該当する最寄りの中学校へ通学を希望する人は8月15日(木)～9月30日(月)に学務課へ申し出てください。

指定日に親子で部活動を参観し意思確認を行います。卒業まで部活動を継続することが条件となり変更は認められません。

※くわしくは学務課(☎20・1581)または市ホームページ(☎ps://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page196800.html)へ。

#### 路上の看板など

#### 道路に物を置かないで

道路や歩道上に看板、商品、のぼり旗、植木鉢などが置かれると通行の妨げになり、事故の原因になりかねません。

安全に通行できるように、看板などは敷地内に置くようにしましょう。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

マイナンバーカードの交付

市役所で手続きを

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、必要書類を持って市民課(市役所1階)で受け取ってください。

**必要書類** 交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの物1点。または保険証、年金手帳など2点)、住民基本台帳カード(持っている人)

マイナンバーカードでできること

マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な身分証明書として利用できます。

また、マイナンバーカードに搭載された電子証明書は、インターネットで確定申告書が提出できるe-Taxなどに利用できるほか、全国のコンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本、戸籍の附票(本市に本籍がある人のみ)の交付などにも利用できます。

紛失したときは

マイナンバーカードをなくしたときはマイナンバー総合フリーダ

イナル(☎0120・95・0178)に一時停止の連絡をしてから、市民課と警察署に届け出てください。

紛失や損傷したときは有料で再交付できます。

※くわしくは同課(☎20・1525)へ。

後期高齢者医療制度

納付方法を

確認しましょう

令和元年度の後期高齢者医療保険料率は、前年度と同じく所得割率は7・89パーセント、均等割額は4万1,000円です。

保険料額決定通知書を発送

納付書や口座振替によって納付する普通徴収の人は7月12日(金)に、年金から直接引き落としで納付する特別徴収の人は7月19日(金)に、保険料額決定通知書を発送します。

保険料の納付方法

納付方法は、年金の受給額や資格の取得時期などにより異なります。通知書が届いたら、自分がどの納付方法に該当するか確認してください。

年金からの引き落としを口座振替に変更するには

年金から引き落としで納付して

いる人で、口座振替による納付を希望する場合は、7月31日(水)までに印鑑・引き落とし口座が分かる物を持って保険年金課(市役所1階)で納付方法変更の申し出を行い、金融機関で口座振替の手続きをしてください。10月の年金からの引き落としが停止され、口座振替による納付となります。ただし、これまでの納付状況などから変更できない場合があります。

均等割の軽減措置を一部変更

後期高齢者医療制度では、所得が一定額以下の世帯の均等割額が軽減されます。平成30年度に9割軽減だった人は、令和元年度から8割軽減に変更されます。

また、会社の健康保険などの被扶養者だった人へ均等割額の軽減措置がありますが、令和元年度から軽減が適用されるのは制度加入後2年間となります。

保険証を一齐に更新

保険証を8月1日(木)に更新します。新しい保険証は7月8日(月)に簡易書留で発送します。配達時に不在の場合は「郵便局等」不在連絡票」が投函され、保険証は郵便局で一週間保管されます。保管期間が過ぎた後は、保険年金課で保管しますので、同課(☎20・154

7)へ連絡してから受け取りにきてください。

自己負担が変更になることも

医療費の負担割合が3割の人のうち、次のいずれかに当てはまる人は、申請により1割になります。対象と見込まれる人に申請書を送付しますので手続きしてください。

○同じ世帯の被保険者の収入額の合計が520万円(同じ世帯で被保険者が1人の場合は383万円)に満たない人

○年収が383万円以上の被保険者で、同じ世帯の70歳以上の人を含めた収入額の合計が520万円に満たない人

※くわしくは保険年金課(☎20・1547)へ。

家屋の新築・増築など

資産税課へ連絡を

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。

家屋の新築・増築・建て替え・取り壊し・用途や名義の変更などがある場合は資産税課へ連絡して

ください。リフォームで事務所を居室にしたなどの用途の変更は、担当者による現地確認が必要な場合があります。

また、未登記の場合は、届け出がないと名義変更前の所有者に課税される場合がありますので注意してください。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

無料空き家セミナー・相談会

管理・相続・解体などの問題を

空き家に関する問題について、弁護士など専門知識を持つ講師がセミナーを行うほか、無料で相談に応じます。

期日 7月13日(土)、11月8日(金)

内容と時間

○セミナー：午後2時～2時45分(8日は午後4時～4時45分)

○相談会：午後2時45分～4時15分(8日は午後4時45分～6時15分)

会場 保健福祉館

※参加を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは空き家対策有識者会議・森田さん(☎043・483・7407)へ。